

令和5年度決算ベース 消費税引き上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源化分)の用途について

地方消費税(国・地方)は2014年4月1日より5%から8%に2019年10月1日より8%から10%に引き上げられ、地方消費税収は、地方税法の規定により、全て社会保障施策に要する経費に充てることとされています。

当村の令和5年度決算における社会保障関連経費への充当状況については、以下のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 51,117 千円

【歳出】 社会保障施策に要する経費 989,179 千円

単位:千円

区分	事業	経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	うち地方消費税交付金 (社会保険財源化分)
			国県支出金	地方債	その他		
社会福祉	社会福祉事業	30,480	670		42	29,768	3,482
	障害福祉事業	105,945	75,240		0	30,705	3,591
	高齢者福祉事業	65,030	697		1,263	63,070	7,377
	児童福祉事業	173,920	49,342		2,150	122,428	14,320
	小計	375,375	125,949	0	3,455	245,971	28,770
社会保険	国民健康保険事業	18,881	11,609		0	7,272	850
	介護保険事業	458,445	292,301		102,540	63,604	7,439
	後期高齢者医療事業	112,639	8,765		0	103,874	12,150
	小計	589,965	312,675	0	102,540	174,750	20,439
保健衛生	成人保険事業	5,898	554		1,172	4,172	488
	母子保健事業	13,694	5,409		311	7,974	933
	疾病予防対策事業	2,350	47		39	2,264	265
	医療提供体制確保事業	1,897	0		0	1,897	222
	小計	23,839	6,010	0	1,522	16,307	1,908
合計		989,179	444,634	0	107,517	437,028	51,117

※ 地方消費税交付金(社会保障費財源化分)は、各事業の一般財源の比率に応じて按分して充当しています。